

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進 に関する法律案の概要

1. 背景

- 情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境等の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムのサイバーセキュリティを確保しつつ、その適切な開発供給及び導入を行う重要性が増大。
- また、我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置を講ずることにより、サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要がある。

2. 法律の概要

特定高度情報通信技術活用システムの普及を図るべく、国等の責務を規定するとともに、以下の措置を講じる。

- (1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針の策定
- (2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画及び導入計画の認定
- (3) 特定高度情報通信技術活用システムの普及のための支援措置

3. 措置事項の概要

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針の策定

- **特定高度情報通信技術活用システム※の開発供給及び導入の促進に関する指針**を国が策定。同指針には、**特定高度情報通信技術活用システムのサイバーセキュリティを確保しつつ、適切に開発供給及び導入が行われることの重要性**等について明記。

※ 特定高度情報通信技術活用システムには次のようなものが含まれる。

5Gシステム



ドローンシステム



(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画及び導入計画の認定

- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の計画（**開発供給計画**）及び導入の計画（**導入計画**）を**認定する制度を創設**。認定に当たっては指針との適合性を確認。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの普及のための支援措置

- 当該認定計画に係る事業について、① **日本政策金融公庫の業務の特例（ツーステップローン）**、② **中小企業投資育成株式会社法の特例**、③ **中小企業信用保険法の特例**、④ **課税の特例**の措置を講じ、特定高度情報通信技術活用システムの普及を促進する。